

随意契約結果(物品等)

第4四半期分

| No. | 案件名称                                  | 物品種目 | 契約の相手方                | 契約金額<br>(税込) | 契約日   | 根拠法令                      | <a href="#">随意契約理由</a><br><a href="#">(随意契約理由番号)</a> | WTO |
|-----|---------------------------------------|------|-----------------------|--------------|-------|---------------------------|--|-----|
| 1   | 令和4年度 南部方面管理事務所管理棟空調設備ガス吸収冷温水機修繕(その2) | 設備修繕 | パナソニック産機システムズ(株)      | ¥1,003,640   | 1月5日  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号     | G 3  | —   |
| 2   | 御幣六公園ほか6公園複合遊具修繕                      | 設備修繕 | (株)コトブキ               | ¥1,987,810   | 2月2日  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号     | G 3  | —   |
| 3   | 市岡工営所2階大会議室空調設備修繕                     | 設備修繕 | 日立グローバルライフソリューションズ(株) | ¥1,925,000   | 2月14日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号     | G 3  | —   |
| 4   | 築港南公園ほか6公園遊具修繕                        | 設備修繕 | 日都産業(株)               | ¥1,925,000   | 2月17日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号     | G 3  | —   |
| 5   | 千島公園詰所空調設備修繕                          | 設備修繕 | パナソニック産機システムズ(株)      | ¥1,694,000   | 2月17日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号     | G 3  | —   |
| 6   | 水質試験所イオンクロマトグラフ修繕(緊急)                 | 備品修繕 | (株)ジェイ・サイエンス関西        | ¥1,170,840   | 2月14日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号 | G 3及びG 2 3   | —   |
| 7   | 北部方面管理事務所管内で使用するLED道路照明灯一式長期借入(再リース)  | 12賃貸 | (株)関電L&A              | ¥1,815,000   | 2月8日  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号     | G 7  | —   |

# 1

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

令和4年度 南部方面管理事務所管理棟空調設備ガス吸収冷温水機修繕（その2）

### 2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ（株）

### 3 随意契約理由

本件は、南部方面管理事務所管理棟の建築付帯設備であるガス吸収冷温水機において、冷却水系機器等の経年劣化による機能低下がみられ、修繕を行ったが、新たに真空系機器の接続部分の隙間から冷温水機内へ空気の流入があり、真空状態が保たれないことで冷水及び温水が作り出されず管理棟の室温調整ができないため、修繕を行うものである。

本設備は、パナソニック産機システムズ（株）が設計製作したもので、取替部品も他社で製作しておらず、設計製作者独自の技術も必要とする。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要もある。

よって、本修繕の部品の調達及び修繕を迅速に対応でき、保守サービスを行えるのは、上記業者のみであるため随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局南部方面管理事務所管理課

## 2

### 随意契約理由書

#### 1 修繕名称

御幣六公園ほか6公園複合遊具修繕

#### 2 契約相手方

株式会社コトブキ

#### 3 随意契約理由

本件は御幣六公園・井高野公園・井高野南公園・瑞光4公園・東淡路町公園・淡路4公園・西淡路公園に設置されている複合遊具の修繕を行うものである。

現在、各公園に設置されている複合遊具のデッキ部において、損耗によりラバーが破れていることから来園者に継続的に安全な遊具として提供するため、修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

#### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

### 3

#### 随意契約理由書

1 修繕名称

市岡工営所 2 階大会議室空調設備修繕

2 契約の相手方

日立グローバルライフソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本件は、市岡工営所 2 階大会議室の空調設備が作動しないため、修繕を行うものである。

当該会議室はエレベーターホールから事務室内を通過せず直接入室することができる唯一の会議室であり、事業者や市民など外部出席者との打合せや会議にも頻繁に使用している。

現在、暖房が稼働できない状況で会議室を使用しなければならず、冬場の気温低下に伴い室温がかなり低い状態である。このような状況では、会議室を利用する市民や職員に対する健康面への影響が懸念されることや業務能率の低下などが生じるおそれがあることから修繕を行う必要がある。

当該設備は、日立アプライアンス株式会社が設計製作したものであるが、同社は令和元年、合併により日立グローバルライフソリューションズ株式会社となっており、取替部品も他社では製作を行っていない。また修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市岡工営所 管理担当

## 4

### 随意契約理由書

1 修繕名称

築港南公園ほか6公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、築港南公園及び入船公園及び磯路中央公園及び波除公園及び市岡元町公園及び大正橋公園及び小林南公園に設置している児童用ブランコの鎖・吊り環の損耗・座板の劣化が判明したため、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

## 5

### 随意契約理由書

1 修繕名称

千島公園詰所空調設備修繕

2 契約相手方

パナソニック産機システムズ株式会社

3 随意契約理由

本件は、千島公園詰所に設置している空調が冷暖房機能の故障が判明したため修繕するものである。

当該施設は、千島公園の運営を行っている施設事業者職員の詰所として使用しており、職員が常駐し、施設利用者に対する運営業務や施設の維持管理業務を行っている。このまま冷暖房が稼働しない状態では適切な室温調整空気循環が行われなため有料施設等にかかる運営に支障をきたすことから修繕するものである。

当該空調設備は、上記業者が設計及び製作したもので、取替部品は他社では製作しておらず、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所八幡屋公園事務所

## 随意契約理由書

## 1. 修繕名称

水質試験所イオンクロマトグラフ修繕（緊急）

## 2. 契約相手方

株式会社ジェイ・サイエンス関西大阪支店

## 3. 随意契約理由

水質試験所では、事業活動に伴い発生する工場排水中に含まれる有害物質を測定しており、得られた結果を事業者への行政指導や行政処分の根拠として用いている。

今般、ふっ素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びアンモニア性窒素などのイオン成分を測定するイオンクロマトグラフにおいて、本体内部の劣化により測定精度が低下していることが判明したものである。

このため、日々搬入される工場排水の分析が行えず、排水基準値を超える排水が下水処理場に流入した場合、生物処理に重大な支障をきたすだけでなく、必要以上の大量の薬品を投入し処置しなければならなくなる。また、そのような排水が河川に放流された場合は、自然環境の破壊に直結するとともに、下水管の腐食などの影響、周辺住民の生活環境の悪化も懸念され、市民の生命・財産に影響を及ぼすことから至急、修繕の必要がある。

上記業者は製造元であるサーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社の保守サービスを受け持つ本局に対する唯一の事業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、随意契約を依頼するものである。

## 4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び5号

## 5. 担当部署

下水道部施設管理課 水質試験所

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

北部方面管理事務所管内で使用するLED道路照明灯一式長期借入(再リース)

### 2 契約相手方

株式会社関電L&A

### 3 随意契約理由

本件は、現在リース契約している新御堂筋の道路照明灯一式が令和5年2月28日並びに令和5年3月29日に借入期間が終了することを受け、再リースを行うものである。

また、本件とは別途契約中の案件「北部方面管理事務所管内外1で使用するLED道路照明灯一式長期借入」(269灯)が令和5年11月30日に契約期限を迎えるが、本件の照明灯(522灯)と併せて発注する方がスケールメリットが働き、一灯あたりの借入単価について低減が見込めるほか、市場調査を行った結果、両案件を一括して発注する方が入札者数の増加が見込めることから本件の再リースを行い、契約期間を統一して、次年度に同時発注することとしたい。

以上のことから、現在、契約中の上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)